

岩手県告示第15号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営市野々地区（外山換地区、八森1換地区、八森2換地区及び馬場換地区）土地改良事業（一関市）に係る換地処分をした。

令和5年1月13日

岩手県知事 達 増 拓 也